

公益財団法人給水工事技術振興財団の 役員候補者の公募について

公益財団法人給水工事技術振興財団役員候補者を公募しますので、お知らせします。

1. 公募を実施する法人

公益財団法人給水工事技術振興財団

2. 公募する役員候補者の役職

理事（専務理事（常勤））選任（選定）予定 1名

3. 就任予定日

平成30年2月1日

4. 職務内容

専務理事（常勤）の職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。

5. 選考の視点

職務内容書において求める資格経験等を踏まえ、公募ポストの役員としての適正を有しているかどうか総合的に判断します。

6. 選考方法等

次により選考します。役員候補者選考委員会により役員候補者を選考します。

(1) 1次選考：履歴書及び自己アピール書による書類選考

(2) 2次選考：1次選考通過者について、面接による選考

※ 結果は合否に関わらず全員に通知いたします。

※ 審査の過程に関する質問については、一切お答えできません。

7. 応募方法

(1) 公募期間

平成29年12月1日（金）～平成29年12月21日（木）

(2) 応募資格経験等

職務内容書をご覧ください。

(3) 応募書類

○履歴書

学歴、職歴、資格等の必要事項を記入してください。

(3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真(縦4cm×横3cm)を貼付)

○自己アピール書

A4 2枚(2,000字)以内

※ 応募書類は返却いたしません。

(4) 提出期限 平成29年12月21日(木)午後5時(必着)

(5) 送付先

〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

小田急第一生命ビル12階

公益財団法人給水工事技術振興財団 総務部 あて

(書留で提出してください。)

8. その他

提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用致しません。

9. 応募に関する問合せ

公益財団法人給水工事技術振興財団総務部(木村)

電話番号 03-6911-2711

職 務 内 容 書

公益財団法人給水工事技術振興財団 専務理事（常勤）

【公募対象ポストに求められる役割】

専務理事（常勤）は、当財団の理事会の構成員として、財団の業務の運営に関する重要事項を議決するとともに、理事長を補佐し、事務局を統括し、効率的な業務を執行する職務を担う。

当財団は、給水装置工事に携わる技術者の養成・訓練や給水装置工事主任技術者の国家資格を取得するための厚生労働大臣の指定試験機関として国家試験業務等を総合的に実施している。

こうしたことから、業務執行の中心的役割を担う専務理事としては、水道事業や水道技術に対する深い知識と経験を有し、財団の経営全般に関する十分な知識及び経験を有するとともに、民間企業や関係団体・機関との間の調整を的確に実施し、事業の改革・改善・業務運営の効率化等に意欲をもって取り組むことができる人材を求めている。

1. 法人名

公益財団法人 給水工事技術振興財団

2. 法人の業務概要

当財団は、平成9年3月に厚生大臣（当時）の許可により設立され、平成24年4月公益財団法人への移行が内閣総理大臣より認定された。

国の規制緩和の方針に沿って平成8年6月26日に水道法が一部改正されたことに伴い、新たに給水装置工事主任技術者の国家資格が設けられたが、この改正水道法に基づく国家試験の指定試験機関として業務を行うほか、給水装置工事に携わる技術者や技能者の養成並びに給水装置工事技術の開発及び研究を行い、広く公衆衛生の向上増進を図るために必要な業務等を行っている。

3. 任期

平成30年2月1日～平成30年6月の定時評議員会の終結時まで
※理事の任期は2年ですが、前任者の任期を引き継ぐ。（再任あり）
※理事選任後に理事会により役員（専務理事）の選定。

4. 職務内容

（1）理事長を補佐し、財団の重要な経営方針の立案に参画するとともに、財団全体の業務に関する総合調整を行う。

- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 関係省庁、関係団体との折衝事務を行う。
- (4) 財団の事務局を統括するとともに、主な業務として次の事業を総括する。
 - ・ 給水装置工事技術の普及に関する事業
 - ・ 給水装置工事技術者の養成及び訓練に関する事業
 - ・ 給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務
 - ・ 給水装置工事技術の開発、調査及び研究に関する事業
 - ・ 給水装置工事の記録及び保存に関する事業
 - ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5. 必要な資格・経験

- (1) 当財団の経営運営に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、法人の経営全般に関する十分な知識を有すること。
- (2) 給水装置工事技術に係わる技術者の養成を推進するため、水道事業や水道技術について精通していること。
- (3) 官庁・法人等の役員・管理職としての経験を有すること。
- (4) 人格高潔であり、心身ともに健康であること。
- (5) 国家試験の指定機関としての業務は全国を通じて公平かつ中立的な運営が強く求められることから、高い倫理観を有していること。
- (6) 就任時（平成30年2月1日）に65歳以下であること。

6. 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に該当する者は役員となることはできない。

7. 勤務条件

- (1) 勤務形態 常 勤
- (2) 勤 務 地 当財団 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
小田急第一生命ビル12階
- (3) 勤務時間 役員であるため勤務時間、休暇の定めなし。
- (4) 給 与 年俸1,200万円
その他、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- (6) そ の 他 当財団の諸規定等による。